

虐待防止のための指針

有限会社 丸 心

グループホーム丸心
デイサービスセンターこころ
小規模多機能 丸心ふわり
住宅型有料老人ホーム丸心よつ葉の里

『虐待防止のための指針』

1. 虐待防止に関する考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに虐待事案の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的な虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 事業所ごとに置く虐待防止担当者を各管理者とする。

(2) 虐待発生防止に努める観点から、担当者の他、介護支援専門員、看護師を中心に虐待防止委員会を設置し、虐待行為の防止と早期発見、指導をします。

(3) 虐待防止委員会の開催は、2か月に1回以上開催します。

(4) 委員会の議題は次の事項

①提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること。

②施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の構築と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施および教育等の取り組みに関すること。

③虐待等の疑いがある行為等を目にした職員が、迅速に管理者への報告がされるよう全体会議での周知を行う。

④虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に

関すること。

⑤再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

⑥日頃より全職員に具体的な虐待にあたる行為を認識し、防止を意識づけること。

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、虐待防止を徹底します。

(2) 実施は年2回以上行います。また、新規採用時に虐待防止のための研修を行います。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し保存します。

5. 虐待またはその疑い（以下、虐待等）が発生した場合の対応に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因除去に努めます。客観的な事案確認の結果、虐待等が職員等によるものと判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。

(2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

(1) 職員は利用者、利用者家族または職員からの虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。

(2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

(3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告し、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。

(4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は介護従事者に限らず日頃より早期発見に努めなければならない。

(5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに委員へ報告し、緊急会議を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。

(6) 必要に応じ関係者や地域住民等に対して説明し報告を行う。

(7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止マニュアルを参照する。

7. 成年後見制度に利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村の適切な窓口を案内する支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（代表者）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、「6.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置し、いつでも閲覧することができます。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、社会福祉協議会等により実施される高齢者権利擁護および虐待防止に関する研修等に積極的に職員を参加させる機会を持ち、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は令和 3年 10月 1日より施行する。

この指針は令和 6年 4月 1日より施行する。